

〔資料5〕 制度改善事業関係資料

証拠金制度の運用について
（委託者未収金発生リスクの軽減の観点から）

1. 現行の証拠金制度において可能なこと

現行の受託契約準則においては、取引本証拠金の額について、取引所が定めた額（取引本証拠金基準額）以上の額を受託会員が定めることとなっています。

委託者保護を図るとともに、委託者未収金の発生リスクを軽減させるには、この取引本証拠金のしくみを活用することが効果的と考えられます。

Q 1. なぜ、委託者未収金の発生リスクを軽減させることになるのですか。

A. 受託契約準則の規定に基づいて、受託会員が取引本証拠金基準額以上の額を取引本証拠金とした場合、取引本証拠金基準額を上回る額は、あくまでも取引本証拠金の一部であり、建玉の最終決済までの担保となるからです。

したがって、取引追証拠金等の証拠金不足額が生じた場合でも、取引本証拠金基準額を上回る額を不足額に充当することはできません。

Q 2. 受託会員が、「取引本証拠金基準額」を超える額を取引本証拠金として定めた場合、例えば、取引本証拠金基準額が 12 万円の商品について、受託会員が取引本証拠金の額を 20 万円と定めた場合において、取引追証拠金は値洗損が次のどの時点で発生するのでしょうか。

- ① 6 万円（取引本証拠金基準額の 2 分の 1）を超えたとき。
- ② 10 万円（受託会員が設定した取引本証拠金額の 2 分の 1）を超えたとき。
- ③ 14 万円を超えたとき（取引本証拠金維持額を割り込んだとき）。

A. ①の 6 万円を超えたときです。取引追証拠金は、値洗損が取引本証拠金基準額の 2 分の 1 を超えたときに発生します。このことは受託会員が取引本証拠金基準額以上の取引本証拠金を定めている場合でも変わりません。（準則第 11 条第 3 項）

なお、取引本証拠金とは別に、委託者が任意に預託必要額以上の証拠金を預託することができますが、この場合も追証拠金の発動基準は、同様に値洗損が取引本証拠金基準額の 2 分の 1 を超えたときです。

Q 3. Q 2 の場合において、取引本証拠金基準額を上回る額（8 万円）をもって追証拠金等証拠金不足額に充当することはできますか。

A. できません。

受託会員が任意に定めた取引本証拠金基準額を上回る額（8 万円）は、取引本証拠金の一部であり証拠金預託必要額なので、証拠金不足額には充当できません。したがって、基準額の 2 分の 1 を超える値洗損が発生した場合には、別途、追証拠金を預託していただく必要があります。

なお、取引本証拠金とは別に、委託者が任意に預託した証拠金については、証拠金不足額に充当できます。

ただし、取引追証拠金が発生した旨は必ず委託者に通知しなければなりません（準則第 11 条第 9 項）し、充当することについて予め通知することが必要です。

Q 4. Q 3 において、別途、証拠金不足額が預託されないときには、受託会員には建玉処分権が発生しますか。

A. 発生します。（準則第 14 条第 1 項）

Q 5. 委託者の取引経験等に応じて、取引本証拠金基準額と同額を取引本証拠金として適用するか、受託会員が定めた取引本証拠金基準額以上の取引本証拠金額を適用するか等、委託者ごとに異なる取引本証拠金額を適用することはできますか。

A. できます。

ただし、委託者が適用される取引本証拠金がいくらなのかがわかるように予め明示するとともに、委託者ごとに異なる取扱いをすることが合理的な基準に基づいていることの説明が必要です。

2. 証拠金制度の弾力的運用について

Q 6. 取引証拠金の追加預託を請求する基準について、委託者保護の観点から、委託者に対し早期に取引の損失についての認識を促すとともに、委託取引に係る無担保未収金の発生リスクを回避する目的で、委託者との間の合意に基づいて、下記の取り扱いとすることは差し支えありませんか。

Q 6-1. 受託契約準則に規定された取引追証拠金の請求に代えて、値洗損が取引本証拠金基準額の2分の1を超える前の一定水準に達したとき(例えば、3分の1を超えたとき、すなわち取引本証拠金基準額が12万円の商品であれば、値洗損が4万円を超えたとき)に、当該値洗損相当額の証拠金の追加預託を請求すること。

Q 6-2. 前記6-1の場合において、請求額が預託されなかったときには受託会員が任意に建玉を決済することができること。

A. 差し支えありません。

ただし、Q 6-1及びQ 6-2は委託者と当該特別の契約を結ぶ必要があります。その場合、追加請求する取引証拠金に関しては、受託契約準則上の「取引追証拠金」とは異なるので、他の名称を用いることが必要です。また、Q 6-2において受託会員が任意に建玉を決済する場合には、受託契約準則上の規定に基づく処分ではありませんが、受託契約準則第14条第2項に準じて、その内容をあらかじめ委託者に通知する必要があります。

Q 6-3. 受託契約準則に規定された取引追証拠金の請求に代えて、預り証拠金額から値洗損を差し引いた額について、取引本証拠金額の一定割合(例えば、取引本証拠金額の3分の2)を維持させるよう預託請求すること。

Q 6-4. 前記6-3の場合において、請求額が預託されなかったときには受託会員が任意に建玉を決済することができること。

A. 受託契約準則においては、取引証拠金額が基準額の2分の1を下回らないことを求めています。受託会員が2分の1以上の水準を設定して、これを下回らないように管理することを妨げるものではありません。

ただし、この場合においても、委託者と当該特別の契約を結ぶ必要があります。また、預託請求された取引証拠金を「取引追証拠金」と呼ぶことはできません。

建玉の決済についても、6-2と同じく受託契約準則上の規定に基づく処分ではありませんが、受託契約準則第14条第2項に準じて、その内容をあらかじめ委託者に通知する必要があります。

Q 6-5. 日中の値洗損が追加の証拠金を預託請求すべき水準に達しているときには、当該値洗損をリアルタイムで預り証拠金額から差し引いた預り証拠金余剰額を追加の新規建玉の限度額とすること。

A. 受託契約準則が求めているのは、1日の取引が終了したときの管理であり、受託会員が日中の管理として、このような処理をすることは妨げられていません。

Q 7. 委託者の取引経験等に応じて、準則の規定によるか、委託者との合意に基づく前記Q 6に掲げた取扱いとするか等、委託者ごとに異なる取扱いを適用することは可能ですか。

A. できます。

ただし、委託者に対し、委託者ごとに異なる取扱いをすることが合理的な基準に基づいていることの説明は必要です。

以上

会社法整備に伴う商品取引所法施行規則の一部改正

平成17年4月25日
農林水産省商品取引監理官
経済産業省商務課

用語等の整備等会社法の整備方針に加えて、以下の事項を中心とした改正を商品取引所法施行規則（以下「施行規則」という。）において実施。

○ 会社法の規定に基づき商品取引所法（以下「法」という。）の規定が改正されたことを踏まえて、会社法施行規則の規定に基づき施行規則中の関係規定を技術的に改正。（第1条、第2条から第2条の4まで、第3条の2、第3条の3、第9条の2）

○ 会社計算規則の制定に併せて、会員商品取引所の決算関係書類等の策定に係る根拠規定を改正。（第10条～第16条の8、第21条から第26条まで）

○ 会員商品取引所の業務報告書の記載事項の明確化。（第20条第3号）

○ 会社法の整備により株式会社内の意思決定が弾力化されたことや会計参与制度が導入されたことを踏まえて、商品取引所法に基づき主務大臣に提出される書面を改正。（第28条第1項第3号、第29条第1号、第33条第3号、第34条第1号、第35条第2号、第56条第2号、第60条第2号及び第4号、第61条各号ハ、第66条第7号、第70条第3号、第75条第2項第3号、第77条第2号、第80条第1項第6号、第82条第2項第2号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第9号ロ、同項第11号ロ及び同項第12号ロ、第83条第3項第2号ロ、第86条第2項、第89条、第118条第2項第5号及び第9号、第119条第2項第5号及び第6号、第120条第2項第5号及び第9号、第121条第2項第5号及び第9号、第157条第2号、第158条の2第1号、第166条第2号）

○ 会社計算規則の制定に併せて、会員等の純資産額調書等を適宜改正。（第38条第1項第8号及び第10号、様式第1号、様式第17号）

○ 会社法が会社間の組織変更に係る規定を整備し、商品取引所法も会員商品取引所から株式会社商品取引所への組織変更に係る規定を整備したことを踏まえて、以下の通り、会社法施行規則及び会社計算規則に基づき施行規則の関係規定を改正。（第53条（削除）～第55条の10）

○ 会社法が会社間の合併の類型（吸収合併／新設合併）毎に規定を整備し、商品取引所法も会員商品取引所間及び会員商品取引所と株式会社商品取引所との間の合併の類型（吸収合併／新設合併）毎に規定を整備したことを踏まえて、以下の通り、会社法施行規則及び会社計算規則に基づき施行規則の関係規定を改正。（第56条の2～第60条の12）

○ 兼業業務及び特定業務の届出に係る添付書類の見直し（第83条第3項、第88条第3号（削除））

○ 法第197条第3項の公告方法として電子公告を認めるための改正。（第90条）

○ 純資産額規制比率の届出に係る規定の明確化（第100条第2項）

○ 法第224条第1項の「営業報告書」（会社法整備による改正後は「事業報告書」）の内容について主務省令を整備。（第116条第1項）

○ 第一種特定施設開設者の届出事項の変更については主務大臣の許可を要するが（法第335条第1項）、許可申請の届出について関係書面を添付させる旨の規定が整備されていなかったため、今次改正において整備（第158条の2）
（なお、第二種特定施設開設者については、第163条を改正することにより整備。）

○ 会計参与制度の導入を踏まえて、関係様式を改正（様式第4号、第7号、第12号）

○ 統一経理基準の改正を踏まえて、関係様式を改正（様式第1号、第16号、第17号）

○ 様式の記載事項の明確化等（様式第1号、第9号、第10号、第15号、第17号）

平成18年4月21日

市場管理と特別清算預託金に係る取引所の運用について（申合せ）

1. 市場の管理・運営については、各商品取引所において、それぞれの市場特性を踏まえ、業務規程等に基づく措置や指導を行っているところであり、例えば、市場が過熱した場合には、取引を制限したり、過当取引の防止の観点から臨時増証拠金を預託させる等の措置を講じることによって、過度な市場リスクが顕在化することのないよう適切な対応を行ってきたところである。
2. しかしながら、近時、所謂同一人の委託者による取引というのではなく、個々の委託者の集合体として一受託会員の委託に係る片建玉が相当数量になるという事象が散見され、また、この片建玉を保有する受託会員の資金余力から考えると、必ずしも、当該片建玉から生じうるリスクに十分対応できておらず、当該受託会員が破綻したとすると当該市場のみならず我が国商品市場全体に多大な影響を及ぼし、他の会員（清算参加者）に多大な損失をもたらすことになるおそれがあるという新たな事象が見られ、このような新たな事象への取引所の対応について平成18年2月23日開催のJCH債務不履行リスク検討委員会において「市場管理と清算預託金の追加預託について」として議論されたところである。
3. 更に同委員会では、既存制度で十分に対応することができない上記2. のようなケースがあり得るとすれば、取引所における市場管理の新たな選択肢として、当該受託会員が破綻した場合の規模等を勘案し、「一定の価格変動があれば、自社の余裕資金を上回る損失を招くことになる水準まで片建玉を増大させ、当該受託会員に破綻が生じると市場や他の会員に多大な影響を与えるおそれがある場合等」には当該受託会員に清算預託金の追加預託を求める制度を導入することが提言された。これを受けた同年2月27日開催のJCH取締役会で、これまでの清算預託金（一般清算預託金）に加え、指定市場開設者（取引所）の通知に基づきJCHが清算参加者に清算預託金の追加預託（以下「特別清算預託金」という。）を求めることができるということを柱とした業務方法書の改正案が了承され、同年4月4日付けで主務省から業務方法書の

に加え、指定市場開設者（取引所）の通知に基づきJCHが清算参加者に清算預託金の追加預託（以下「特別清算預託金」という。）を求めることができるということを柱とした業務方法書の改正案が了承され、同年4月4日付けで主務省から業務方法書の変更認可を受けたところである。

4. 以上を踏まえ、2のような一定の状況となった受託会員に対し、新規の取引の制限等の措置と合わせリスク比軽減の観点から特別清算預託金の預託（新たな資金の導入によるものに限る。）を求めることができる制度を構築することも、対応策の一つとして考えられる。当専務常務会では、その場合の特別清算預託金の預託に係る内容、運用について、下記のとおり、申し合わせるものとする。

なお、当該受託会員の破綻した場合の規模等を勘案し、「一定の価格変動があれば、自社の余裕資金を上回る損失を招くことになる水準まで片建玉を増大させ、当該受託会員に破綻が生じると市場や他の会員に多大な影響を与えるおそれがある場合等」に該当すると認められる場合、特別清算預託金の預託制度を適用するかどうか及びその運用をいかにするかについては、各取引所における市場管理上の判断に委ねられることとなる。また、各取引所においては、以上のような制度に対応するため理事会決定事項で対応するものとする。

記

- (1) 取引所は、受託会員の片建玉数量が市場規模等から勘案して相当数量となり、「当該受託会員の破綻した場合の規模等を勘案し、一定の価格変動があれば、自社の余裕資金を上回る損失を招くことになる水準まで片建玉を増大させ、当該受託会員に破綻が生じると市場や他の会員に多大な影響を与えるおそれがある場合等」に該当すると認められる受託会員(以下「特定会員」という。)について、当該取引所が市場管理に係る方策を検討する上で、別記に基づく当該特定会員に係る片建玉から算出される「リスク量」、当該特定会員が場勘定に用いることができる「手元流動性」及び「リスク量」を「手元流動性」で除して得た「リスク比」の情報を把握する必要があると認めるときは、JCHに対し当該特定会員に係るリスク比調査を依頼するものとする。

この場合において、当該特定会員に係る取引所（以下「関係取引所」という。）は、ＪＣＣＨの建玉等に関する調査に協力するものとし、受託会員は、ＪＣＣＨに手元流動性を報告するものとする。

(2) 取引所は上記(1)の調査依頼を受けた場合には、当該特定会員のリスク比調査を実施した上で、その調査結果を調査依頼した取引所に対し提供するものとする。この場合において、関係取引所はＪＣＣＨが行う建玉等に関する調査に協力するものとし、当該特定会員はその時点における手元流動性の適切な報告についてＪＣＣＨに協力しなければならないものとする。

なお、ＪＣＣＨは特定会員のリスク比が100%以上となった場合には、関係取引所にその調査結果を通知するものとする。この場合、当該特定会員を指定した取引所は、ＪＣＣＨに当該特定会員のリスク比調査を日々依頼するものとする。

(3) 取引所は、上記(2)により、ＪＣＣＨから当該情報について通知を受けた場合には適宜、当該特定会員に対し、当該リスク回避の方法として、①片建玉を減少させる②新たな資金の導入等による手元流動性資金の増加等必要な指導を行うものとする。

(4) 取引所は、ＪＣＣＨから当該特定会員のリスク比が150%以上となった旨の通知を受けた場合には、各取引所の判断で、「当該特定会員が破綻した場合の規模等を勘案し、一定の価格変動があれば、自社の余裕資金を上回る損失を招くことになる水準まで片建玉を増大させ、当該特定会員に破綻が生じると市場や他の会員に多大な影響を与えるおそれがある場合等」に該当すると認められる場合には、当該特定会員の新規の取引を停止し、その旨を関係取引所及びＪＣＣＨに通知するとともに、当該リスク回避につき強力に指導する。

(5) 取引所は、上記(4)に係る当該特定会員に対し強力に指導を行ったにもかかわらず当該特定会員に係るリスク比が150%を下回らない場合には、以下により、特別清算預託金の預託に係る運用を行うことができるものとする。

<特別清算預託金の預託>

取引所は、当該特定会員に対し指導等を行ったにもかかわらず、当該特定会員に係るリスク比が150%を下回らない場合には、当該特定会員の破綻した場合の規模等を勘案して、当該特定会員が破綻すると市場や他の会員に多大な影響を与えるおそれがある場合等に該当すると思料され、且つ、既存制度では十分に対応できないときは、当該特定会員に対しリスク比が150%を下回るように特別清算預託金の預託（新たな資金の導入によるものに限る。）を求めるものとし、その旨当該特定会員、関係取引所及びＪＣＣＨに対し通知するものとする。

(6) 上記(3)から(5)に係る取引所及びＪＣＣＨから通知を受けた関係取引所は、相互に協議の上、新規の取引を停止するとともに、当該特定会員のリスク比が150%を下回らず、当該特定会員の破綻した場合の規模等を勘案して当該受託会員が破綻すると市場や他の会員に多大な影響を与えるおそれがある場合等に該当すると認めるときは、関係取引所は当該特定会員にリスク比150%を下回るように特別清算預託金の預託を求めることができるものとする。この場合において、特別清算預託金の総額及び分担は、関係取引所及びＪＣＣＨが協議して決めるものとする。

(7) 措置の解除については、以下のとおり行うものとする。

①上記措置により新規の取引を停止された特定会員が片建玉の縮減等によりリスク量が減少し、リスク比が140%を下回った場合、または、特定会員がＪＣＣＨに特別清算預託金を預託したことにより、リスク比が150%を下回った場合は、説明書を添付して当該措置の解除を当該取引所へ申請することができる。

②上記措置により特別清算預託金の預託その他手元流動性の増加をした特定会員が、特別清算預託金を返戻してもリスク比が140%を下回る場合は、説明書を添付して当該特別清算預託金の返戻を取引所へ申請することができる。

③当該取引所は上記申請に係る内容をＪＣＣＨに直ちに確認するとともに、リスク比が140%を下回っている場合には、その申請を直ちに承認し、その旨、当該特定会員、関係取引所及びＪＣＣＨに対し通知する

ものとする。

- (8) 取引所は、当該制度の円滑な運用を図るため、毎月月末現在における全受託会員のリスク比についてJ C C Hに調査を依頼するとともに、J C C Hの建玉等に関する調査に協力するものとする。受託会員は、J C C Hに毎月月末現在の手元流動性を報告するものとし、適宜リスク比を算出するものとする。この場合、J C C Hは、調査の結果、リスク比が100%を超えている受託会員の情報について関係取引所に通知するものとする。なお、J C C Hは、取引所から依頼があった場合には当該取引所に上記の毎月月末現在における全受託会員のリスク比(各取引所別の建玉等に関する状況、各受託会員別の手元流動性に係る資金の状況を含む。)について情報を通知するものとする。

以上

リスク比の計算具体例

平成18年6月13日

株式会社 日本商品清算機構 業務部

リスク比の計算具体例

平成 18 年 4 月 21 日に全国商品取引所連合会・専務・常務会にて決定されました「市場管理と特別清算預託金に係る取引所の運用について（申合せ）」の別記（リスク比の計算方法）に基づき J C C H が当該リスク比を計算する方法を下記に示します。

記

1. リスク比の考え方

リスク比 = (リスク量 ※¹) / (手元流動性資金) × 100 (%)

※1 リスク量 = (片建玉リスク) - (違約財源 ※²)

※2 違約財源 = 自己分取引証拠金維持額、損方の委託分取引証拠金維持額（ただし、益方委託者の 2 日分の値洗益金相当額を当該委託分取引証拠金維持額から控除します。 ※3 をご参照下さい。）及び清算預託金の合計額

各清算参加者のリスク量は、商品市場ごとに片建玉リスク及び違約財源を算出したうえで求め、その値を合算します。

※3 委託分取引証拠金維持額 (F) について . . . 13 ページ参照
同一商品市場における“損方の委託分取引証拠金維持額”の合計額 (D)
同一商品市場における“益方委託者の 2 日分の値洗益金”の合計額 (E)
“(D) - (E)” > 0 の場合は、(F) = “(D) - (E)” の値とする。 ← 違約財源あり
“(D) - (E)” ≤ 0 の場合は、(F) = 0 とする。 ← 違約財源なし

2. リスク比の算出開始日及び適用データ

リスク比の計算は、全受託会員を対象に定期的に行うものと、特定会員を対象に随時行うものがあります。定期的な算出は、平成 18 年 6 月 30 日から行いますが、その時に（定期的算出する際に）用いるデータは次のとおりです。

- (1) 手元流動性資金は、月末現在の受託会員からの報告に基づく金額とします。
- (2) 建玉情報は、月末時点での各商品取引所から通知を受けたデータとします。
- (3) 取引証拠金の額は、翌月に適用される額とします。
- (4) 制限値幅は、翌月に適用される制限値幅を基に拡大した値幅とします。
(6 月 30 日のリスク比の計算には、7 月適用分の制限値幅を拡大した値幅とします。)
- (5) 一般清算預託金は、翌月月初第一営業日に預託すべき金額とします。

3. リスク比の算出に際しての留意事項

- (1) リスク比を算出する取引は、現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引を対象とします。
なお、オプション取引は、当分の間、計算対象外とします。
- (2) 商品清算取引分については考慮しません。
- (3) 限月間の価格の相関は全商品ともあるものとして取り扱うものとします。
- (4) 中部商品取引所においては、会員委託の区分の取引証拠金と準会員区分の取引証拠金の額が相違しますが、当分の間、当該準会員区分は会員委託区分に含めて計算することとします。
- (5) 新規建玉のみを対象とする取引臨時増証拠金は、違約財源の計算対象から除外します。
- (6) 計算対象とする制限値幅は、通常の制限値幅とは異なり、“リスク量算出に用いる制限値幅※⁴”とします。
※4 リスク量算出に用いる制限値幅は、制限値幅拡大時の制限値幅とします。
- (7) 当限には制限値幅はありませんが、リスク比を計算するに当たり各取引所が定める値幅（直近の限月と同じ値幅とします。）で計算します。
- (8) リスク量の算出において違約財源が片建玉リスクを上回った市場があるときは、当該上回る額を他市場の違約財源に充当するものとします。
- (9) リスク比は、小数点以下第二位を四捨五入して計算します。

4. リスク比計算の具体例

次に具体的な計算方法を例示します。

具体例で使用する各商品の制限値幅、取引倍率、各取引証拠金建玉及び清算預託金の預託額は、14ページ以降に記載しています。

(1) 各商品のリスク量の計算

東京穀物商品取引所の農産物市場「とうもろこし」の事例として、説明します。

①片建玉リスクの計算

片建玉リスクは、片建玉枚数にリスク量算出に用いる制限値幅と取引倍率を乗じて計算した値となります。

実際には、制限値幅、取引倍率等の変更がある場合を想定して、当該商品の各限月ごとに計算した結果を加算します。

売建玉枚数に比べ買建玉枚数が多い場合（買越しの場合）は、以下の算式のとおり当該計算結果はマイナスの値になりますが、商品単位の片建玉リスクは限月毎の計算結果の集計値の絶対値とします。

$$\begin{aligned} \text{片建玉リスク} &= \{ (\text{自己売建玉枚数} + \text{一般委託売建玉枚数} + \text{会員委託売建玉枚数}) \\ &\quad - (\text{自己買建玉枚数} + \text{一般委託買建玉枚数} + \text{会員委託買建玉枚数}) \} \\ &\quad \times \text{リスク量算出に用いる制限値幅} \times 2 \text{ 日分} \times \text{取引倍率} \end{aligned}$$

東京穀物商品取引所の農産物市場「とうもろこし」の建玉

		1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合計
自己	売	0	0	0	0	0	30	30
	買	0	0	0	0	30	0	30
一般委託	売	5	25	104	37	169	42	382
	買	1	87	44	22	189	241	584
会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
	買	0	0	0	0	0	0	0
合計	売	5	25	104	37	169	72	412
	買	1	87	44	22	219	241	614

以下に実際の計算例を示します。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 番限} & \{ (0 + 5 + 0) - (0 + 1 + 0) \} \times 600 \times 2 \times 100 = + 480,000 \\ 2 \text{ 番限} & \{ (0 + 25 + 0) - (0 + 87 + 0) \} \times 600 \times 2 \times 100 = - 7,440,000 \\ 3 \text{ 番限} & \{ (0 + 104 + 0) - (0 + 44 + 0) \} \times 600 \times 2 \times 100 = + 7,200,000 \\ 4 \text{ 番限} & \{ (0 + 37 + 0) - (0 + 22 + 0) \} \times 600 \times 2 \times 100 = + 1,800,000 \\ 5 \text{ 番限} & \{ (0 + 169 + 0) - (30 + 189 + 0) \} \times 600 \times 2 \times 100 = - 6,000,000 \\ 6 \text{ 番限} & \{ (30 + 42 + 0) - (0 + 241 + 0) \} \times 600 \times 2 \times 100 = - 20,280,000 \\ \text{合計} & = - 24,240,000 \end{aligned}$$

計算結果は“-24,240,000”となりますので、東京穀物商品取引所の農産物市場「とうもろこし」の片建玉リスクは、“24,240,000”となります。

他の商品についても同様に計算しますと以下のようになります。

取引所名	市場名	商品名	計算結果	片建玉リスク		
					(市場単位)	
東京穀物商品取引所	農産物	とうもろこし	- 24,240,000	24,240,000		
		小豆	- 144,000	144,000	24,384,000	
東京工業品取引所	ゴム	ゴム	- 8,040,000	8,040,000	8,040,000	
		貴金属	金	- 279,540,000	279,540,000	
			銀	- 4,104,000	4,104,000	
	石油	白金	+ 141,000,000	141,000,000	424,644,000	
		ガソリン	+ 22,560,000	22,560,000		
中部商品取引所	石油	灯油	- 18,960,000	18,960,000	41,520,000	
		ガソリン	- 480,000	480,000		
		灯油	+ 2,496,000	2,496,000	2,976,000	

片建玉リスクは、各商品の限月が同一方向に値動きするものとして最大損失額を算出しますので、次のようになります。

- ・各商品の片建玉リスクが“買越し（計算結果がマイナスの場合）”の建玉状況の場合
当該商品の建玉状況で“ストップ安”時に最大損失が発生することになります。
- ・各商品の片建玉リスクが“売越し（計算結果がプラスの場合）”の建玉状況の場合
当該商品の建玉状況で“ストップ高”時に最大損失が発生することになります。

したがって、東京穀物商品取引所の農産物市場「とうもろこし」の片建玉リスク量の計算結果が“-24,240,000”となりますので、同商品においては“ストップ安”の時に最大損失が発生することになり、その時の片建玉リスクは、“24,240,000”ということになります。

②違約財源の計算

違約財源の計算の基本は、自己分取引証拠金維持額、委託分取引証拠金維持額（ただし、益方委託者の2日分の値洗差金相当額を当該委託分取引証拠金維持額から控除します。）及び一般清算預託金をそれぞれ計算した額の合計となります。

1) 自己分取引証拠金維持額

各商品における自己分の取引証拠金維持額を計算します。

実際には、以下により各限月ごとに計算した結果を加算した額が自己分の取引証拠金維持額となります。

$$\begin{aligned} \text{自己分取引証拠金維持額} &= (\text{自己売建玉枚数} + \text{自己買建玉枚数}) \\ &\quad \times (\text{取引本証拠金} + \text{取引定時増証拠金} + \text{取引臨時増証拠金}) \end{aligned}$$

東京穀物商品取引所の農産物市場「とうもろこし」の建玉

		1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合計
自己	売	0	0	0	0	0	30	30
	買	0	0	0	0	30	0	30
一般委託	売	5	25	104	37	169	42	382
	買	1	87	44	22	189	241	584
会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
	買	0	0	0	0	0	0	0
合計	売	5	25	104	37	169	72	412
	買	1	87	44	22	219	241	614

以下に実際の計算例を示します。

$$\begin{aligned}
 &1 \text{ 番限} \quad (0 + 0) \times (18,000 + 0 + 40,000) = 0 \\
 &2 \text{ 番限} \quad (0 + 0) \times (18,000 + 0 + 0) = 0 \\
 &3 \text{ 番限} \quad (0 + 0) \times (18,000 + 0 + 0) = 0 \\
 &4 \text{ 番限} \quad (0 + 0) \times (18,000 + 0 + 0) = 0 \\
 &5 \text{ 番限} \quad (0 + 30) \times (18,000 + 0 + 0) = 540,000 \\
 &6 \text{ 番限} \quad (30 + 0) \times (18,000 + 0 + 0) = 540,000 \\
 &\text{合 計} \quad \quad \quad = 1,080,000
 \end{aligned}$$

東京穀物商品取引所の農産物市場「とうもろこし」の自己分の取引証拠金維持額は、「1,080,000」となります。

なお、東工取ゴム市場等のように取引本証拠金の両建玉と片建玉の金額が異なる場合、東工取貴金属市場のように割増証拠金がある場合の取扱いについては、11、12ページ記載の計算方法により算出して下さい。

他の商品についても同様に計算しますと以下のようになります。

取引所名	市場名	商品名	自己分の取引証拠金維持額		
				(市場単位)	
東京穀物商品取引所	農産物	とうもろこし	1,080,000	1,357,200	
		小豆	277,200		
東京工業品取引所	ゴム	ゴム	0	5,400,000	
		貴金属	金		5,400,000
			銀		0
	石油	白金	0		
		ガソリン	4,800,000		
中部商品取引所	石油	灯油	0	4,800,000	
		ガソリン	384,000	384,000	
		灯油	0		

2) 委託分取引証拠金維持額

違約財源に充当する委託分の取引証拠金は、次に示す計算式により委託分取引証拠金維持額を求め、当該維持額から「3) 益方2日分の値洗益金(8ページ)」に係る額を控除することにより算出します。

なお、この値が、マイナスの時は委託分の取引証拠金から違約財源に充当することができる額は「0(ゼロ)」となります。

$$\begin{aligned}
 \text{委託分取引証拠金維持額} &= \text{損失が出る側の委託建玉枚数} \times \text{取引定時増証拠金} \\
 &\quad + \text{損失が出る側の委託建玉枚数} \times \text{取引臨時増証拠金} \\
 &\quad + \text{損失が出る側の委託建玉枚数} \times \text{取引本証拠金維持額分}
 \end{aligned}$$

なお、ここでいう「損失が出る側の委託建玉枚数」とは、次のとおりです。片建玉リスクの算出時における各商品の「計算結果の値(プラスあるいはマイナス)」により次のとおり取り扱います。

- ・片建玉リスクの算出時の計算結果が「プラス」の場合は、「売建玉枚数」とする。
- ・片建玉リスクの算出時の計算結果が「マイナス」の場合は、「買建玉枚数」とする。

$$\begin{aligned}
 &\text{損失が出る側の委託建玉枚数} \times \text{取引定時増証拠金} \quad \dots \text{ア} \\
 &= (\text{一般委託建玉枚数} \times \text{一般委託取引定時増証拠金}) \\
 &\quad + (\text{会員委託建玉枚数} \times \text{会員委託取引定時増証拠金})
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &\text{損失が出る側の委託建玉枚数} \times \text{取引臨時増証拠金} \quad \dots \text{イ} \\
 &= (\text{一般委託建玉枚数} \times \text{一般委託取引臨時増証拠金}) \\
 &\quad + (\text{会員委託建玉枚数} \times \text{会員委託取引臨時増証拠金})
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &\text{損失が出る側の委託建玉枚数} \times \text{取引本証拠金維持額分} \quad \dots \text{ウ} \\
 &= (\text{一般委託建玉枚数} \times \text{一般委託取引本証拠金} \times 1/2) \\
 &\quad + (\text{会員委託建玉枚数} \times \text{会員委託取引本証拠金} \times 1/2)
 \end{aligned}$$

東京穀物商品取引所の農産物市場「とうもろこし」の建玉

		1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合計
自己	売	0	0	0	0	0	30	30
	買	0	0	0	0	30	0	30
一般委託	売	5	25	104	37	169	42	382
	買	1	87	44	22	189	241	584
会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
	買	0	0	0	0	0	0	0
合計	売	5	25	104	37	169	72	412
	買	1	87	44	22	219	241	614

以下に実際の計算例を示します。

損失が出る側の委託建玉枚数×取引定時増証拠金（ア）

1 番限	(1 × 0) + (0 × 0)	= 0
2 番限	(87 × 0) + (0 × 0)	= 0
3 番限	(44 × 0) + (0 × 0)	= 0
4 番限	(22 × 0) + (0 × 0)	= 0
5 番限	(189 × 0) + (0 × 0)	= 0
6 番限	(241 × 0) + (0 × 0)	= 0
合 計		= 0 ア

損失が出る側の委託建玉枚数×取引臨時増証拠金（イ）

1 番限	(1 × 40,000) + (0 × 40,000)	= 40,000
2 番限	(87 × 0) + (0 × 0)	= 0
3 番限	(44 × 0) + (0 × 0)	= 0
4 番限	(22 × 0) + (0 × 0)	= 0
5 番限	(189 × 0) + (0 × 0)	= 0
6 番限	(241 × 0) + (0 × 0)	= 0
合 計		= 40,000 イ

損失が出る側の委託建玉枚数×取引本証拠金維持額分（ウ）

1 番限	(1 × 60,000 × 1/2) + (0 × 30,000 × 1/2)	= 30,000
2 番限	(87 × 60,000 × 1/2) + (0 × 30,000 × 1/2)	= 2,610,000
3 番限	(44 × 60,000 × 1/2) + (0 × 30,000 × 1/2)	= 1,320,000
4 番限	(22 × 60,000 × 1/2) + (0 × 30,000 × 1/2)	= 660,000
5 番限	(189 × 60,000 × 1/2) + (0 × 30,000 × 1/2)	= 5,670,000
6 番限	(241 × 60,000 × 1/2) + (0 × 30,000 × 1/2)	= 7,230,000
合 計		= 17,520,000 ウ

$$\begin{aligned} \text{委託分取引証拠金維持額} &= \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} \\ &= 0 + 40,000 + 17,520,000 \\ &= 17,560,000 \end{aligned}$$

東京穀物商品取引所の農産物市場「とうもろこし」の委託分の取引証拠金維持額は、“17,560,000”となります。

3) 益方2日分の値洗益金

益方2日分の値洗益金の計算は、片建玉リスクを算出し、各商品の“計算結果の値（プラスあるいはマイナス）”により次のとおり取り扱いします。

- ・片建玉リスクの算出時の計算結果の値が“プラス”の場合、「買建玉枚数」とする。
- ・片建玉リスクの算出時の計算結果の値が“マイナス”の場合、「売建玉枚数」とする。

益方の2日分の値洗益金

$$\begin{aligned} &= (\text{リスク量算出に用いる制限値幅} \times 2 \text{日分} \times \text{取引倍率} \times \text{一般委託建玉枚数}) \\ &+ (\text{リスク量算出に用いる制限値幅} \times 2 \text{日分} \times \text{取引倍率} \times \text{会員委託建玉枚数}) \end{aligned}$$

東京穀物商品取引所の農産物市場「とうもろこし」の建玉

		1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合計
自己	売	0	0	0	0	0	30	30
	買	0	0	0	0	30	0	30
一般委託	売	5	25	104	37	169	42	382
	買	1	87	44	22	189	241	584
会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
	買	0	0	0	0	0	0	0
合計	売	5	25	104	37	169	72	412
	買	1	87	44	22	219	241	614

以下に実際の計算例を示します。

益方の2日分の値洗益金（エ）

1 番限	(600 × 2 × 100 × 5) + (600 × 2 × 100 × 0)	= 600,000
2 番限	(600 × 2 × 100 × 25) + (600 × 2 × 100 × 0)	= 3,000,000
3 番限	(600 × 2 × 100 × 104) + (600 × 2 × 100 × 0)	= 12,480,000
4 番限	(600 × 2 × 100 × 37) + (600 × 2 × 100 × 0)	= 4,440,000
5 番限	(600 × 2 × 100 × 169) + (600 × 2 × 100 × 0)	= 20,280,000
6 番限	(600 × 2 × 100 × 42) + (600 × 2 × 100 × 0)	= 5,040,000
合 計		= 45,840,000 エ

東京穀物商品取引所の農産物市場「とうもろこし」の委託分の益方2日分の値洗益金は、“45,840,000”となります。

<東京穀物商品取引所の農産物市場のリスク量>

東京穀物商品取引所の農産物市場のリスク量は、前述のとおり計算しますと次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{片建玉リスク (A)} & : 24,384,000 \\ & = 24,240,000 (\text{とうもろこし}) + 144,000 (\text{小豆}) \end{aligned}$$

$$\text{自己分の取引証拠金維持額 (B)} : 1,357,200$$

委託分取引証拠金のうち違約財源として使用できる金額 (G)

$$\text{委託分の取引証拠金維持額 (D)} : 18,085,000$$

$$\text{益金の2日分の値洗益金 (E)} : 45,912,000$$

$$“(D) - (E)” = -27,827,000$$

$$(G) = 0$$

$$\left(\begin{array}{l} “(D) - (E)” \geq 0 \text{ の場合は } (G) = “(D) - (E)” \text{ の値とする。} \\ “(D) - (E)” < 0 \text{ の場合は } (G) = “0” \text{ とする。} \\ ※ \text{ 当該金額がマイナスの値の場合には違約財源として使用できないため} \end{array} \right)$$

$$\text{一般清算預託金 (H)} : 50,000,000$$

したがって、

$$\text{リスク量} = (\text{片建玉リスク}) - (\text{違約財源})$$

$$\begin{aligned} \text{違約財源} & = \{ (\text{自己分取引証拠金維持額}) \\ & \quad + (\text{委託分取引証拠金のうち違約財源として使用できる金額}) \\ & \quad + (\text{一般清算預託金}) \} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{委託分取引証拠金のうち違約財源として使用できる金額} \\ & = \text{委託分取引証拠金維持額} - \text{益金の2日分の値洗益金} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{リスク量} & = 24,384,000 - \{ 1,357,200 + 0 + 50,000,000 \} \\ & = -26,973,200 \end{aligned}$$

したがって、東京穀物商品取引所の農産物市場のリスク量は、“-26,973,200”となります。

他の市場についても同様に計算しますと、13ページのようになります。

5. リスク比の計算

(1) 特別清算預託金の預託がない場合

商品市場ごとに算出したリスク量を合算した額が、全リスク量となります。

取引所	市場	リスク量
東京穀物商品取引所	農産物市場	- 26,973,200
東京工業品取引所	ゴム市場	- 21,960,000
	貴金属市場	309,244,000
	石油市場	- 38,280,000
中部商品取引所	石油市場	- 27,408,000
全リスク量		194,622,800

このときの手元流動性に係る資金が300,000,000であった場合、リスク比は、次の値となります。

$$\begin{aligned} \text{リスク比} & = \text{全リスク量} / \text{手元流動性に係る資金} \times 100 (\%) \\ & = 194,622,800 / 300,000,000 \times 100 (\%) \\ & = 0.6487 \times 100 (\%) \\ & \approx 64.9 (\%) \end{aligned}$$

(2) 特別清算預託金の預託がある場合

特別清算預託金を預託している場合には、全リスク量(商品市場ごとに算出したリスク量を合算した額)から特別清算預託金を控除してリスク比を計算することになりますので、次に示す計算式にて算出して下さい。

全リスク量	特別清算預託金	手元流動性に係る資金
X	Y	Z

$$\begin{aligned} \text{リスク比} & = (\text{全リスク量} - \text{特別清算預託金}) / (\text{手元流動性に係る資金}) \times 100 (\%) \\ & = (X - Y) / Z \times 100 (\%) \end{aligned}$$

6. その他の注意事項

(1) 取引本証拠金の額が両建玉と片建玉とによって異なる場合の取扱いについて

東工取ゴム市場等における両建玉と片建玉の取引本証拠金の金額が異なる場合の商品については、限月毎に以下の計算式にて計算して下さい。

計算に際しては、各限月ごとに計算した結果を加算した額が取引証拠金維持額となります。

自己分取引証拠金維持額

$$= (\text{自己売建玉枚数} + \text{自己買建玉枚数}) \\ \times (\text{両建玉取引本証拠金} + \text{取引定時増証拠金} + \text{取引臨時増証拠金}) \\ + (\text{自己売建玉枚数} - \text{自己買建玉枚数}) \text{の絶対値} \\ \times (\text{片建玉取引本証拠金} - \text{両建玉取引本証拠金})$$

商品名	自 己		委 託	
	片建玉	両建玉	一般	会員
ゴム	30,000	6,000	60,000	30,000

(2) 取引証拠金の一部として割増証拠金の預託が必要である場合の取扱いについて

東工取貴金属市場における取引証拠金の一部として割増証拠金が設定されている場合には、以下のとおり計算して下さい。

計算に際しては、各限月ごとに計算した結果を加算した額が取引証拠金維持額となります。

①割増証拠金（限月ごとの売買差引玉分）を計算する場合

自己分取引証拠金維持額

$$= (\text{自己売建玉枚数} + \text{自己買建玉枚数}) \\ \times (\text{取引本証拠金} + \text{取引定時増証拠金} + \text{取引臨時増証拠金}) \\ + \text{割増証拠金の対象となる枚数}^{\text{※5}} (\text{J}) \times \text{割増証拠金額} (\text{K})$$

※5 片建玉枚数 > 売買差引枚数 (J) の場合、売買差引枚数 (J) を超える枚数
片建玉枚数 ≤ 売買差引枚数 (J) の場合、0

商品名	売買差引枚数 (J)	割増証拠金 (K)
金	1,000	20,000
銀	1,000	20,000
白金	500	20,000
パラジウム	500	20,000

②割増証拠金（全限月合計の売買差引玉分）を計算する場合

自己分取引証拠金維持額

$$= (\text{自己の全限月売建玉枚数} + \text{自己の全限月買建玉枚数}) \\ \times (\text{取引本証拠金} + \text{取引定時増証拠金} + \text{取引臨時増証拠金}) \\ + \text{割増証拠金の対象となる枚数}^{\text{※6}} (\text{L}) \times \text{割増証拠金額} (\text{M})$$

※6 片建玉枚数 > 売買差引枚数 (L) の場合、売買差引枚数 (L) を超える枚数
片建玉枚数 ≤ 売買差引枚数 (L) の場合、0

商品名	売買差引枚数 (L)	割増証拠金 (M)
金	3,000	20,000
銀	3,000	20,000
白金	1,500	20,000
パラジウム	1,500	20,000

以上

<リスク比の計算結果>

取引所名	市場名	商品名	商品単位			市場単位					リスク量 (市場単位)
			片建玉リスク	違約財源		違約財源					
				自己分の取引 証拠金維持額	(計算経過)	委託分の取引証拠金維持額		益方2日分の 値洗益金 (控除額)	(計算経過)	委託財源として 使用できる 金額	
A	B	C=ΣA-ΣB	D	E	F=ΣD-ΣE	G (F<0→0)	H	I=ΣC-G-H			
東穀取	農産物	とうもろこし	24,240,000	1,080,000	23,160,000	17,560,000	45,840,000	—	—	—	—
		小豆	144,000	277,200	-133,200	525,000	72,000	—	—	—	—
		(市場計)	24,384,000	1,357,200	23,026,800	18,085,000	45,912,000	-27,827,000	0	50,000,000	-26,973,200
東工取	ゴム	ゴム	8,040,000	0	8,040,000	8,220,000	24,840,000	—	—	—	—
		(市場計)	8,040,000	0	8,040,000	8,220,000	24,840,000	-16,620,000	0	30,000,000	-21,960,000
	貴金属	金	279,540,000	5,400,000	274,140,000	132,300,000	216,180,000	—	—	—	—
		銀	4,104,000	0	4,104,000	1,350,000	1,296,000	—	—	—	—
		白金	141,000,000	0	141,000,000	73,912,500	154,650,000	—	—	—	—
	(市場計)	424,644,000	5,400,000	419,244,000	207,562,500	372,126,000	-164,563,500	0	110,000,000	309,244,000	
	石油	ガソリン	22,560,000	4,800,000	17,760,000	35,640,000	117,600,000	—	—	—	—
		灯油	18,960,000	0	18,960,000	41,040,000	145,200,000	—	—	—	—
		(市場計)	41,520,000	4,800,000	36,720,000	76,680,000	262,800,000	-186,120,000	0	75,000,000	-38,280,000
中部取	石油	ガソリン	480,000	384,000	96,000	7,272,000	27,936,000	—	—	—	—
		灯油	2,496,000	0	2,496,000	17,376,000	32,256,000	—	—	—	—
		(市場計)	2,976,000	384,000	2,592,000	24,648,000	60,192,000	-35,544,000	0	30,000,000	-27,408,000
全リスク量											194,622,800

※ リスク量 = (A) - {(B) + (G) + (H)}
 ただし、“(D) - (E)” ≥ 0 の場合は (G) = “(D) - (E)” の値とし、“(D) - (E)” < 0 の場合は (G) = “0” とする。

全リスク量 (X)	194,622,800	特別清算預託金 (Y)	0	手元流動性にかかる資金 (Z)	300,000,000	リスク比	64.9
-----------	-------------	-------------	---	-----------------	-------------	------	------

※ リスク比 = {(X) - (Y)} / (Z) × 100 (%)

東京穀物商品取引所 農産物市場「とうもろこし」

限月			1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合 計
制限値幅			600	600	600	600	600	600	—
取引倍率			100	100	100	100	100	100	—
取引本証拠金	自己 (受託会員)	両建玉	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	—
		片建玉	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	—
	(市場会員)	両建玉	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	—
		片建玉	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	—
	一般委託		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	—
	会員委託		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	—
取引定時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
取引臨時増証拠金	自己		40,000	0	0	0	0	0	—
	一般委託		40,000	0	0	0	0	0	—
	会員委託		40,000	0	0	0	0	0	—
建玉	自己	売	0	0	0	0	0	30	30
		買	0	0	0	0	30	0	30
	一般委託	売	5	25	104	37	169	42	382
		買	1	87	44	22	189	241	584
	会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	合計	売	5	25	104	37	169	72	412
		買	1	87	44	22	219	241	614

東京工業品取引所 ゴム市場「ゴム」

限月			1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合 計
制限値幅			12	12	12	12	12	12	—
取引倍率			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	—
取引本証拠金	自己 (受託会員)	両建玉	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	—
		片建玉	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	—
	(市場会員)	両建玉	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	—
		片建玉	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	—
	一般委託		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	—
	会員委託		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	—
取引定時増証拠金	自己		30,000	0	0	0	0	0	—
	一般委託		30,000	0	0	0	0	0	—
	会員委託		30,000	0	0	0	0	0	—
取引臨時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
建玉	自己	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	一般委託	売	0	25	8	55	76	43	207
		買	0	10	5	25	68	166	274
	会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	合計	売	0	25	8	55	76	43	207
		買	0	10	5	25	68	166	274

東京穀物商品取引所 農産物市場「小豆」

限月			1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合 計
制限値幅			450	450	450	450	450	450	—
取引倍率			80	80	80	80	80	80	—
取引本証拠金	自己 (受託会員)	両建玉	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	—
		片建玉	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	—
	(市場会員)	両建玉	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	—
		片建玉	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	—
	一般委託		42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	—
	会員委託		21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	—
取引定時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
取引臨時増証拠金	自己		40,000	20,000	0	0	0	0	—
	一般委託		40,000	20,000	0	0	0	0	—
	会員委託		40,000	20,000	0	0	0	0	—
建玉	自己	売	0	0	0	0	5	17	22
		買	0	0	0	0	0	0	0
	一般委託	売	0	0	0	0	0	1	1
		買	0	0	1	3	16	5	25
	会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	合計	売	0	0	0	0	5	18	23
		買	0	0	1	3	16	5	25

東京工業品取引所 貴金属市場「金」

限月			1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合 計
制限値幅			90	90	90	90	90	90	—
取引倍率			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	—
取引本証拠金	自己 (受託会員)	両建玉	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	—
		片建玉	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	—
	(市場会員)	両建玉	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	—
		片建玉	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	—
	一般委託		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	—
	会員委託		33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	33,500	—
取引定時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
取引臨時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
建玉	自己	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	108	0	0	0	0	0	108
	一般委託	売	146	26	134	257	457	181	1,201
		買	38	55	164	358	1,037	994	2,646
	会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	合計	売	146	26	134	257	457	181	1,201
		買	146	55	164	358	1,037	994	2,754

東京工業品取引所 貴金属市場「銀」

限月			1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合 計
制限値幅			18	18	18	18	18	18	—
取引倍率			6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	—
取引本証拠金	自己 (受託会員)	両建玉	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	—
		片建玉	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	—
	(市場会員)	両建玉	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	—
		片建玉	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	—
	一般委託		108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	—
	会員委託		54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	—
取引定時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
取引臨時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
建玉	自己	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	一般委託	売	0	0	0	4	2	0	6
		買	0	0	0	4	11	10	25
	会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	合計	売	0	0	0	4	2	0	6
		買	0	0	0	4	11	10	25

東京工業品取引所 石油市場「ガソリン」

限月			1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合 計
制限値幅			2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	—
取引倍率			50	50	50	50	50	50	—
取引本証拠金	自己 (受託会員)	両建玉	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	—
		片建玉	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	—
	(市場会員)	両建玉	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	—
		片建玉	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	—
	一般委託		120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	—
	会員委託		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	—
取引定時増証拠金	自己		60,000	0	0	0	0	0	—
	一般委託		60,000	0	0	0	0	0	—
	会員委託		20,000	0	0	0	0	0	—
取引臨時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
建玉	自己	売	0	0	0	0	0	40	40
		買	0	0	5	35	0	0	40
	一般委託	売	10	51	110	255	82	76	584
		買	12	23	14	120	187	134	490
	会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	合計	売	10	51	110	255	82	116	624
		買	12	23	19	155	187	134	530

東京工業品取引所 貴金属市場「白金」

限月			1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合 計
制限値幅			150	150	150	150	150	150	—
取引倍率			500	500	500	500	500	500	—
取引本証拠金	自己 (受託会員)	両建玉	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	—
		片建玉	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	—
	(市場会員)	両建玉	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	—
		片建玉	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	—
	一般委託		75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	—
	会員委託		37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	—
取引定時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
取引臨時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
建玉	自己	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	一般委託	売	86	41	438	107	423	876	1,971
		買	20	25	52	100	539	295	1,031
	会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	合計	売	86	41	438	107	423	876	1,971
		買	20	25	52	100	539	295	1,031

東京工業品取引所 石油市場「灯油」

限月			1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合 計
制限値幅			2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	—
取引倍率			50	50	50	50	50	50	—
取引本証拠金	自己 (受託会員)	両建玉	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	—
		片建玉	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	—
	(市場会員)	両建玉	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	—
		片建玉	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	—
	一般委託		120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	—
	会員委託		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	—
取引定時増証拠金	自己		60,000	0	0	0	0	0	—
	一般委託		60,000	0	0	0	0	0	—
	会員委託		20,000	0	0	0	0	0	—
取引臨時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
建玉	自己	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	一般委託	売	2	25	7	131	307	133	605
		買	0	70	88	320	159	47	684
	会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	合計	売	2	25	7	131	307	133	605
		買	0	70	88	320	159	47	684

中部商品取引所 石油市場「ガソリン」

限月		1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合計	
制限値幅		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	—	
取引倍率		20	20	20	20	20	20	—	
取引本証拠金	自己	両建玉	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	—
	(受託会員)	片建玉	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	—
	自己	両建玉	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	—
	(市場会員)	片建玉	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	—
	一般委託		48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	—
	会員委託		16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	—
取引定時増証拠金	自己		24,000	0	0	0	0	0	—
	一般委託		24,000	0	0	0	0	0	—
	会員委託		8,000	0	0	0	0	0	—
取引臨時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
建玉	自己	売	0	0	0	0	0	40	40
		買	0	0	5	35	0	0	40
	一般委託	売	3	25	55	120	60	28	291
		買	7	10	7	80	120	72	296
	会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	合計	売	3	25	55	120	60	68	331
		買	7	10	12	115	120	72	336

清算預託金の預託額

一般清算預託金の預託額

取引所名	市場名	一般清算預託金
東穀取	農産物	50,000,000
東工取	ゴム	30,000,000
	貴金属	110,000,000
	石油	75,000,000
中部取	石油	30,000,000

中部商品取引所 石油市場「灯油」

限月		1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	合計	
制限値幅		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	—	
取引倍率		20	20	20	20	20	20	—	
取引本証拠金	自己	両建玉	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	—
	(受託会員)	片建玉	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	—
	自己	両建玉	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	—
	(市場会員)	片建玉	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	—
	一般委託		48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	—
	会員委託		16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	—
取引定時増証拠金	自己		24,000	0	0	0	0	0	—
	一般委託		24,000	0	0	0	0	0	—
	会員委託		8,000	0	0	0	0	0	—
取引臨時増証拠金	自己		0	0	0	0	0	0	—
	一般委託		0	0	0	0	0	0	—
	会員委託		0	0	0	0	0	0	—
建玉	自己	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	一般委託	売	2	12	3	62	150	133	362
		買	0	35	44	160	75	22	336
	会員委託	売	0	0	0	0	0	0	0
		買	0	0	0	0	0	0	0
	合計	売	2	12	3	62	150	133	362
		買	0	35	44	160	75	22	336

「市場管理と特別清算預託金に係る取引所の運用について」を踏まえた実務フロー

「市場管理と特別清算預託金に係る取引所の運用について（平成 18 年 4 月 2 1 日 専務常務会決定）」を踏まえた実務フロー（用語）

- ①「特定会員」とは、上記専務常務会決定（以下「専務常務会決定」という。）記（1）で規定する受託会員をいう。
- ②「リスク量」とは、別記に基づき受託会員の片建玉から算出される数値をいう。
- ③「手元流動性」とは、受託会員が所有する場勘定資金に直ちに充てることができる現預金をいう。
- ④「リスク比」とは、「リスク量」を「手元流動性」で除して得た数値に 100 を乗じた数値をいう。

注：これら用語の詳細については「専務常務会決定」別記参照

項目	受託会員（清算参加者）	JCCH	取引所	備考
定期（月末）調査 1. 手元流動性の把握	毎月最終営業日の手元流動資金を月末から 4 営業日以内に所定の書式により JCCH へ報告する。			
2. リスク量の把握及び リスク比の計算		②毎月最終営業日における全ての受託会員に係るリスク比を計算し、リスク比が 100%を超える受託会員の情報について関係取引所に通知する。	①毎月最終営業日における全ての受託会員の建玉等の情報を JCCH に通知する。 ③JCCH から通知を受けたリスク比が 100%を上回る受託会員については、必要に応じ	JCCHは、取引所から依頼があった場合には、当該取引所に加入する全受託会員に係る左記②の情報（各取引所別の建玉等に関する状況、各受託会員別の手元流動性に係る資金の状況を含む。）を

項目	受託会員（清算参加者）	JCCH	取引所	備考
			て、特定会員として認定する（リスク比が 100%を超えた特定会員の取扱いは、4. 参照。）。	通知する。
特別調査 3. 特定会員に対する調査	④特定会員と認定された受託会員は、JCCH の要請に基づき手元流動性に係る報告を JCCH へ行う。	③取引所からの依頼に基づき、当該特定会員のリスク比を調査する。 ⑥調査を依頼した取引所に対し、その結果を報告する。	①特定会員と認定。 ②特定会員についてリスク量、手元流動性及びリスク比の情報を把握する必要があると認めるときは、JCCH に対して当該特定会員に係るリスク比の調査を依頼する。 ⑤上記取引所及び特定会員が加入する取引所は JCCH が行う特定会員に係る建玉等に関する調査に協力する。	
4. 調査の結果リスク比 100%以上となった場合	④当該特定会員は JCCH に対し、日々手元流動性に係る報告を行う。	①上記調査に基づき特定会員のリスク比が 100%以上となったときは、関係取引所に調査結果を報告する。	②左記通知を受けた取引所は適宜、当該特定会員に対し、当該リスク回避の方法として、片建玉を減少させる、新たな資金の導入等による手元流動性の	

2

項目	受託会員（清算参加者）	JCCH	取引所	備考
		⑥調査を依頼した取引所に対し、その結果を報告する。	増加等必要な指導を行う。 ③当該受託会員を特定会員として認定した取引所は、JCCH に対し当該受託会員のリスク比調査を日々依頼する。 ⑤上記取引所及び特定会員が加入する取引所は JCCH が行う特定会員に係る建玉等に関する調査に協力する。	
5. リスク比が 150%を超えた場合		①特定会員のリスク比が 150%以上となったときは、その旨関係取引所に通知する。	②特定会員の状況が、「専務会決定」記（4）に該当するときは、当該特定会員の新規の取引を停止し、その旨を関係取引所及び JCCH に通知するとともに、当該リスク回避につき強力に指導する。	

3

項目	受託会員（清算参加者）	JCCH	取引所	備考
6. 上記の「強力な指導」にもかかわらず、リスク比が150%を下回らない場合	③右記②の指示に基づき特別清算預託金を預託する。	②当該特定会員に特別清算預託金の預託を指示する。 ④当該特定会員から特別清算預託金の預託を受けたときは、関係取引所に通知するものとする。	①「専常務会決定」記（5）＜特別清算預託金の預託＞に該当するときは、当該特定会員に対し、リスク比が150%を下回るように特別清算預託金の預託（新たな資金の導入によるものに限る。）を求めるものとし、その旨当該特定会員、関係取引所及びJCCHに通知する。	
7. 取引所が特別清算預託金の預託を求めた場合の関係取引所の対応	③右記②の指示に基づき特別清算預託金を預託する。	②当該特定会員に特別清算預託金の預託を指示する。 ④当該特定会員から特別清算預託金の預託を受けたときは、関係取引所に通知するものとする。	①関係取引所は、相互に協議の上、新規の取引を停止するとともに特定会員の状況が「専常務会決定」記（6）に該当するときは、当該特定会員にリスク比150%を下回るように特別清算預託金の預託を求めることができるものとする。この場合において、特別清算預託金の総額及び分担は、関係取引所及びJCCHが協議して決めるものとする。	

4

項目	受託会員（清算参加者）	JCCH	取引所	備考
8. 措置の解除 新規取引停止の解除	①特定会員は、次の場合において、当該取引所に対して、説明書を添付した上で、「新規の取引の停止」措置を解除申請することができる。 ・片建玉の縮減等によりリスク量が減少し、リスク比が140%を下回った場合 ・JCCHに特別清算預託金を預託したことによってリスク比が150%を下回った場合		②解除申請を受けた取引所は、当該申請内容をJCCHに直ちに確認するとともに、リスク比が140%を下回っている場合には、その申請を直ちに承認し、その旨、当該特定会員、関係取引所及びJCCHに対し通知する。	
特別清算預託金の返戻	①特定会員は、特別清算預託金を返戻してもリスク比が140%を下回る場合は、当該取引所に対して、説明書を添付した上で、「特別清算預託金の預託」措置を解除申請することができる。	③取引所から解除通知があったときは、当該特定会員の申請に基づき、特別清算預託金を返戻する。	②同上	

5

別記

1. リスク量 (JCCH 最大損失額) = (1) 片建玉リスク - (2) 違約財源

(1) 片建玉リスク = 片建玉枚数 × 制限値幅 × 2日 × 取引倍率

(注1) 制限値幅は制限値幅拡大時のものとし、当月限にも準用する。また、片建玉リスクは限月毎、商品毎の玉尻に基づき上記式で計算したものを市場単位で総和したものとする。

(2) 違約財源 = { ①自己分取引証拠金維持額 + ②(委託分取引証拠金維持額 - 益方の2日分の値洗益金) } + ③清算預託金預託額

①自己分取引証拠金維持額 = 取引本証拠金 + 取引定時増証拠金 + 取引臨時増証拠金 = 業務方法書第72条第1項1号

(注2) 自己分取引証拠金維持額は限月毎、商品毎に①式で計算したものを市場単位で総和したものとする。

②委託分取引証拠金維持額 (ア+イ+ウ) - 2日分の値洗益金 (エ) = 業務方法書第72条第1項4号

(注3) ②の計算結果がマイナスの場合はゼロとする。また、委託分取引証拠金維持額は限月毎、商品毎に②式で計算したものを市場単位で総和したものとする。

ア = 取引定時増証拠金分 = 取引定時増証拠金 × 片建玉が売越しの場合は当月限委託売建玉枚数 (片建玉が買越しの場合は委託買建玉枚数)

イ = 取引臨時増証拠金分 = 取引臨時増証拠金 × 片建玉が売越しの場合は対象限月委託売建玉枚数 (片建玉が買越しの場合は委託買建玉枚数)

ウ = 取引本証拠金維持額分 = 取引本証拠金維持額 × 片建玉が売越しの場合は委託売建玉枚数 (片建玉が買越しの場合は委託買建玉枚数)

(注4) JCCH 最大損失額を算定するため最も悪化している状態を想定し、取引本証拠金については、片建玉が売越しの場合は全ての委託売建玉 (片建玉が買越しの場合は全ての委託買建玉) が、取引本証拠金維持額に張りついている状態として計算する。

エ = 益方の2日分の値洗益金 = 制限値幅 × 2日 × 取引倍率 × 片建玉が売越しの場合は全限月の委託買建玉枚数 (片建玉が買越しの場合は全限月の委託売建玉枚数)

(注5) 違約時における益方委託者の益金を確保するため、損となっている委託分取引証拠金維持額 (ア+イ+ウ) から当該益金相当額を控除するもの (益方委託者の取引証拠金維持額は当該委託者が返還請求権を有しているため、違約財源として使用できない。)

(注6) 片建玉が売越しの場合、売方の最大損失としてストップ高が2日間続くことを想定するが (上記(1)参照)、この場合、買建玉有する委託者は2ストップ分の利益となるため、当該益金相当額を委託分の取引証拠金から確保しようというもの。

③清算預託金預託額 = 業務方法書第72条第1項2号

6

別記

2. 手元流動性 = 受託会員が所有する場勘定資金に直ちに充てることができる現預金をいう。但し、商品取引責任準備金に係る預金、金融機関の担保に供している預金、外国為替証拠金取引のために保全している財産等を除き、金融機関等によるコミットメントラインなどの融資枠 (既に融資を受けている場合は当該融資額を除く。) を含む。

3. リスク比 = $1 \div 2 \times 100$ (%)

(注7) 小数点以下第2位四捨五入すること。

4. リスク規模(額)

・特定会員の片建玉数量が市場規模等から勘案して相当数量となり、「当該特定会員の破綻した場合の規模等を勘案し、一定の価格変動があれば自社の余裕資金を上回る損失を招くことになる水準まで片建玉を増大させ、当該受託会員に破綻が生じると市場や他の会員に多大な影響を与える場合等」に該当するリスク規模の額 (「リスク量」 - 「手元流動性」) については、各取引所が定める。

5. 預託を求める特別清算預託金の額

・リスク比が150%を下回る額 (新たな資金の導入によるものに限る)

7

平成18年6月13日
東京穀物商品取引所

「片建玉リスク増大時の対応について」(報告)

近時、ある市場において、一受託会員の片建玉が相当数量に達し、この片建玉を保有する受託会員の資金余力から見て、必ずしも当該片建玉から生じるリスクに十分に対応できず、当該受託会員が破綻した場合には、当該市場のみならず我が国商品市場全体に重大な影響を及ぼしかねない恐れがあるという新たな事象が見られた。

このような新たな事象に対し、各取引所における通常の市場管理だけでは必ずしも十分対応できない恐れが生じたので、各取引所、日本商品清算機構とが一体となつてかかる事象に対応する新たな制度を構築することとなった。

まず、日本商品清算機構においては、受託会員の片建玉リスク増大時に対応するため、清算参加者のリスクを常時把握する体制を整備するとともに、特別清算預託金の預託を求めることができるようにすることとし、平成18年4月4日付けで主務省から業務方法書の変更認可を受けた。

次に、各取引所においては、市場管理の新たな選択肢として、受託会員の片建玉数量が市場規模等に比して相当数量となり、「当該受託会員の破綻した場合の規模等を勘案し、一定の価格変動があれば、自社の余裕資金を上回る損失を招くことになる水準まで片建玉を増大させ、当該受託会員に破綻が生じると市場や他の会員に多大な影響を与えるおそれがある場合等」に該当すると認められるときには、所要の措置が講ぜられるようにすることとなった。このため、全商連においては、特別清算預託金の預託指示等の各取引所における具体的運用方法に関し、リスク量の算定方式、リスク量増大時の対応等について、平成18年4月21日付け「市場管理と特別清算預託金に係る取引所の運用について(申合せ)」(別添)が決定されたところである。

については、本所においては、本件について受託会員に周知徹底することとし、具体的措置については、一定の事態が生じた場合に、市場管理委員会及び理事会の議を経て、申合せに掲げる一定の措置を講ずるものとする。

「市場管理と特別清算預託金に係る取引所の運用について(申合せ)」の概要

(1) 特定会員の指定

一受託会員が余裕資金を上回る損失を招くことになる水準まで片建玉を増大させ、当該受託会員に破綻が生じると市場や他の会員に多大な影響を与えるおそれがある場合等に該当すると認められるときは、当該受託会員を特定会員とする。

(2) 特定会員のリスク比の調査

特定会員に係る片建玉から算出される「リスク量」、当該特定会員が場勘定に用いることができる「手元流動性」及び「リスク量」を「手元流動性」で除して得た「リスク比」の調査を日本商品清算機構(以下「清算機構」という。)に依頼する。

この場合において、取引所は当該特定会員に係る建玉情報を清算機構に提供し、当該特定会員は、清算機構に手元流動性の報告をする。

(3) 特定会員のリスク比が100%以上となった場合の措置等

- ① 清算機構へ手許流動性を日々報告させる。
- ② 建玉の縮減、手元流動性の増加等、必要な指導を行う。

(4) 特定会員のリスク比が150%以上となった場合の措置等

- ① 必要と認めるときは、以下の指示等必要な措置を行う。
 - ・ 当該特定会員の新規の取引の停止、建玉の縮減の指示等
 - ・ リスク比が150%以下となるよう特別清算預託金の預託(新たな資金の導入によるものに限る。)を当該特定会員に指示
- ② 当該特定会員の関係取引所においても上記の措置を行うことが必要と認めるときは、関係取引所に協議を求め、新規の取引の停止、特別清算預託金の預託の措置を要請。

(5) 措置の解除

- ① 片建玉の縮減等によりリスク比が140%を下回った場合、または、特別清算預託金の預託により、リスク比が150%を下回った場合に取引停止の解除申請ができる。
- ② 特別清算預託金を返戻してもリスク比が140%を下回る場合は、特別清算預託金の返戻申請ができる。

(6) 本申合せの円滑な運用のため、全受託会員について毎月末営業日における上記(2)のリスク比の調査を行う清算機構に対し、所要の協力をする。

(7) 本申合せは、本所においては、平成18年6月15日から適用する。

以上

平成 18 年 5 月 1 日

平成 18 年 4 月

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 二 家 勝 明

金融商品取引法と商品取引所法改正案の衆議院審議状況について
—不招請勧誘の禁止の導入、損失補てんの禁止の議論動向への注意喚起—

現在、国会の衆議院財務金融委員会において、「証券取引法等の一部を改正する法案（金融商品取引法案）」等についての審議が 4 月 25 日に開始され、4 月 28 日には、参考人を招致しての質疑応答が行われています。今回の審議日程は、5 月 9 日（火）となっています。商品取引所法の改正案も金融取引法案と平行して行為規制の横断化の一環として一括審議の対象となっています（別紙参照）が、見方によっては金融商品取引法案の審議というより商品先物取引に係る規制強化を意図した質疑が行われている印象の強いものです。

商品先物については、日本弁護士連合会の参考人陳述と質疑応答の中で、「不招請勧誘の禁止」導入への相当の社会的圧力の存在を感じさせられます。また、商取法改正案に導入が予定されている「損失補てんの禁止」については、商品先物取引の被害の現状からは「被害（トラブル）解決」が遅延するので導入に反対するとの日弁連参考人との質疑が行われています。昨年 5 月の改正法の施行により商品取引員における法令遵守体制の徹底が行われているのは国民生活センターにおける苦情件数の 4 割減少等に見るように明らかであり、協会として、こうした事実が評価されないことはまことに残念なことです。

改正法施行により法令遵守体制は整備され、これ以上の行為規制の強化は市場の流動性を著しく低下させることになるというのが会員の共通認識です。更なる規制強化への動きがあることについて、警戒を怠ることはできません。会員代表者各位に置かれましては、衆議院の財務金融委員会における「金融商品取引法案」（証券取引法等の一部改正法案）の審議動向（別紙参照）を注視いただき、更なる行為規制を阻止するに有効な施策として何が求められるのかをご助考いただく機会としていただければ幸いです。

以 上

「証券取引法等の一部を改正する法律案（金融商品取引法案）」等について

1. 趣旨

近年、新たな金融商品が次々と販売され、証券取引法等の既存の利用者保護法制の対象となっていないものが増加している。このため、証券取引法等関係法律を改正し、投資性のある金融商品を幅広く対象として、投資者保護のための横断的法制を整備する。

2. 商品取引所法及び商品ファンド法関係の改正内容について

(1) 商品取引所法関係

① 概要

利用者保護の横断化を図る観点から、銀行法、保険業法等と同様に、金融商品取引法における販売・勧誘規制と同等の規制を規定するとともに、金融商品販売法の民事効規定の準用等を行う。

② 主な改正点

イ) 広告等の規制

現行の証券取引法に規定されていない、広告規制が金融商品取引法において新設されることに伴い、商品取引所法においても同様の規制を規定し、重要事項の表示を義務付け、事実と相違する表示、人を誤認させる表示を禁止する。

ロ) 商品取引員の説明義務及び損害賠償責任

金融商品販売法が改正され、説明義務及び損害賠償責任規定が拡充されることに伴い、商品取引所法においても同様の規制となるよう、商品取引員の説明義務及び損害賠償責任規定について所要の整備を行う。

ハ) その他

金融商品取引法と同様の規制レベルとなるよう、所要の規定の整備を行う。

(2) 商品ファンド法関係

① 概要

同法における現行の商品投資販売業規制の廃止及び当該規制の金融商品取引法への移管に伴い所要の規定の整備を行う。

② 主な改正点

イ) 商品投資販売業者規制を廃止し、金融商品取引法へ移管する。

ロ) 上記の移管に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 上記改正内容の施行予定日

証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（金融商品取引法の施行の日）と同日に施行する予定。（平成 19 年 7 月 1 日となることが予想される）

証券取引法等の一部改正法案による商品取引所法の改正内容（概要）

平成18年3月

今次通常国会に提出された証券取引法等の一部を改正する法律案による商品取引所法の改正内容について、概要は以下のとおり。

1. 広告等の規制の整備（第213条の2）
 - ・ 広告等への商号、商品取引員である旨及び受託業務の内容に係る顧客の判断に影響を及ぼす重要なものとして政令で指定するものを表示しなければならない。
 - ・ 広告等への利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。
2. 不当な勧誘等の禁止の拡充（第214条第1号、第2号）
 - ・ 利益が生じることが確実であると誤認させる断定的判断の提供に加え、不確実な事項についても断定的判断を提供してはならない。
 - ・ 顧客に対して、虚偽のことを告げではない。
3. 損失補てん等の禁止の整備（第214条の2）

別添（「損失補填の禁止について」）参照
4. 適合性の原則の拡充（第215条）
 - ・ 受託業務を営むにあたっては、顧客の知識、経験、財産の状況に加え、受託契約を締結する目的も考慮しなければならない。
5. 説明義務の拡充（第218条第2項）
 - ・ 顧客の適合性を考慮した上で、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度で説明しなければならない。
6. 民事効の拡充（第218条第3項）
 - ・ 説明義務違反により生じた損害に加え、断定的判断の提供等により生じた損害も賠償の責めに任ずる。

7. 取引証拠金等の受領に係る書面の交付の整備（第220条の2）

- ・ 顧客が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、当該顧客に対し、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

8. 金融商品の販売等に関する法律（金販法）の準用の整備（第220条の3）

（1）損害額の推定規定（金販法第6条）

- ・ 説明義務違反又は断定的判断の提供等を理由に損害賠償を請求する場合には、元本欠損額が、説明義務違反又は断定的判断の提供等により生じた損害額と推定される。

（2）民法の適用（金販法第7条）

- ・ 説明義務違反又は断定的判断の提供等による商品取引員の損害賠償責任は、商品取引所法の規定によるほか、民法の規定による。

（3）勧誘の適正の確保（金販法第8条）

- ・ 適正な勧誘の確保に努めなければならない。

（4）勧誘方針の策定等（金販法第9条）

- ・ 顧客の適合性に照らして配慮すべき事項等を記載した勧誘方針を策定・公表しなければならない。

以上

(別添)

損失補填の禁止について

1. 損失補填禁止の概要

(1) 商品取引員等が禁止される行為

- ① 損失が発生する場合又は予め定めた利益が生じない場合にはその全部又は一部を補填、補足する旨を、予め顧客等に申し込み、又は約束すること
- ② 損失が発生した場合にその損失の全部又は一部を補填する旨、又は、利益が生じた場合にその利益を追加する旨を、その損失又は利益の発生後顧客等に申し込み、又は約束すること。
- ③ 上記①及び②の申し込み又は約束内容を実際に行うこと。

(2) 顧客が禁止される行為

- ① 上記(1)①の行為を商品取引員等に行わせること
- ② 上記(1)②の行為を商品取引員等に行わせること
- ③ 上記(1)③の行為を商品取引員等に行わせること

(3) 例外規定

上記の申し込み、約束、提供が商品取引事故によるものである場合には、損害賠償との性格から”損失補填”は認められる(得べかりし利益に対する補填も含む)。

但し、補填の申し込み、約束、提供を行うまでの間に主務省の確認(申請書等の提出が必要)を受けること、若しくは主務省令で定める場合に該当することが必要。

(4) 罰則の適用

- 上記(1)の行為を行った商品取引員の代表者、従業員等については3年以下の懲役及び/又は300万円以下の罰金(法第358条の2)。商品取引員については3億円以下の罰金(法第371条第2号)。
- 上記(2)の行為を行った顧客については1年以下の懲役及び/又は100万円以下の罰金(法第363条第6号)
- 上記(3)の申請書等の虚偽の記載を行った商品取引員の代表者、従業員等については1年以下の懲役及び/又は100万円以外の罰金(法第363条第7号)。商品取引員については1億円以下の罰金(法第371条第4号)

証券取引法における同制度の例外規定及び手続き

- (1) “事故”を原因とする損失補填は例外的に認められるところ、証券会社の行為規制等に関する内閣府令(以下「行為規制府令」)第5条は事故に該当する要件を列挙。

商品取引所法と同様に「その他法令に違反する行為を行うこと」が該当要件となっているが、損失保証を伴った取引(=違法)により顧客に損失が生じた場合については、その補填は認められない。

- (2) “事故”であることの確認手続きは行為規制府令で以下のとおり規定。

① 主務省の確認が不要の場合(行為規制府令第6条)

- a 裁判上、確定判決又は和解が成立している場合。
- b 民事調停法での調停が成立している場合
- c 証券業協会のあっせん(注)による和解が成立している場合(注:証券業協会にはそもそも調停機能は付与されていない。)
- d 1日の取引における損失の補填の額が10万円以下の場合(注文執行の過失による事故及び電子情報処理組織の異常による事故は算入せず)
- e 注文執行の過失及び電子情報処理組織の異常によるもの(但し、法定帳簿等の記録等により明らかなもの)

(注) a、bについては、訴訟等の提起及び終結に係る届出書の提出を事由発生後遅滞なく義務づけ(証券会社に関する内閣府令第46条第10号)

d、eについては事後的(翌月末まで)に財務局長等に報告。

② 財務局長等の確認方法

事故の概要、財産上の利益の額その他金融庁長官の定める事項(現在のところ、なし)を記した確認書及び添付書類(顧客が確認書記載事項の事項を確認したことの証明書及びその他参考になる資料)

その他の留意事項

- ① 法施行時までには履行されていない損失保証契約に基づく債務について改正法案の施行前において(改正後の)損失保証契約に該当する契約が存在し、かつ施行時において当該契約履行が完了していない場合の取扱い。
- ② 現行の責任準備金取崩スキームとの調整
日商協が行っている責任準備金引き落としの許可と損失補填の禁止の例外の確認との事務の調整(証券取引制度と同様に、責任準備金の取崩しの許可について日商協の作業と、主務省の最終確認スキームとの調整)

④

⑤

H18. 7. 20
農林水産省 井上

会員代表者懇談会 議事次第

日本商品先物取引協会

日本商品先物振興協会

日 時 平成18年 7月13日(木) 午後2時～

場 所 東京穀物商品取引所 2階大会議室

議 題 1. 金融商品取引法の成立と商品先物業界の環境について
2. その他

〔主務省説明資料〕

1. レジュメ(農林水産省 井上商品取引監理官)
2. 平成18年改正商品取引所法新旧対照表
3. 商品ファンドの利便性の向上について

〔日商協説明資料〕

登録外務員に対する自主点検実施計画概要

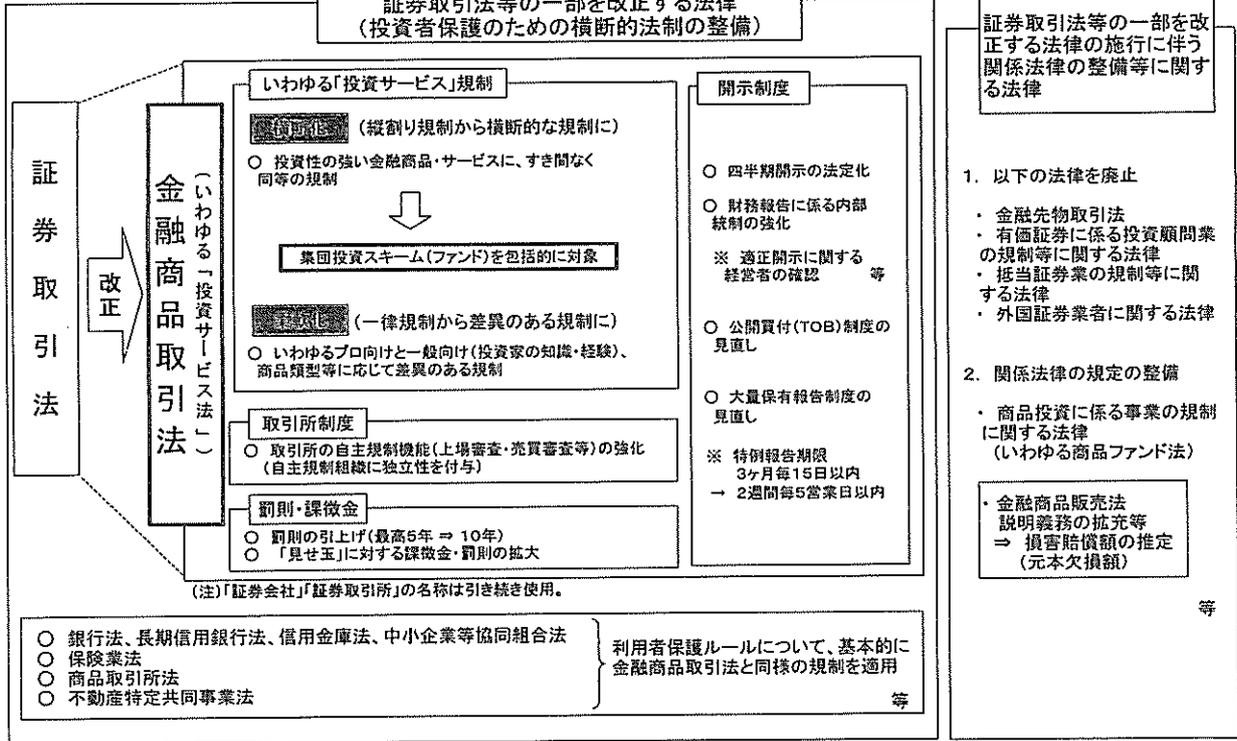
以 上

- 1 商品先物取引の特性と社会的インフラとしての機能
- 2 商品先物市場のあるべき姿
- 3 商品先物市場の現状
- 4 国会における議論
- 5 現状からあるべき姿への移行
(1) 行政の役割
(2) 団体の役割
(3) 業界の自主的努力
- 6 その他

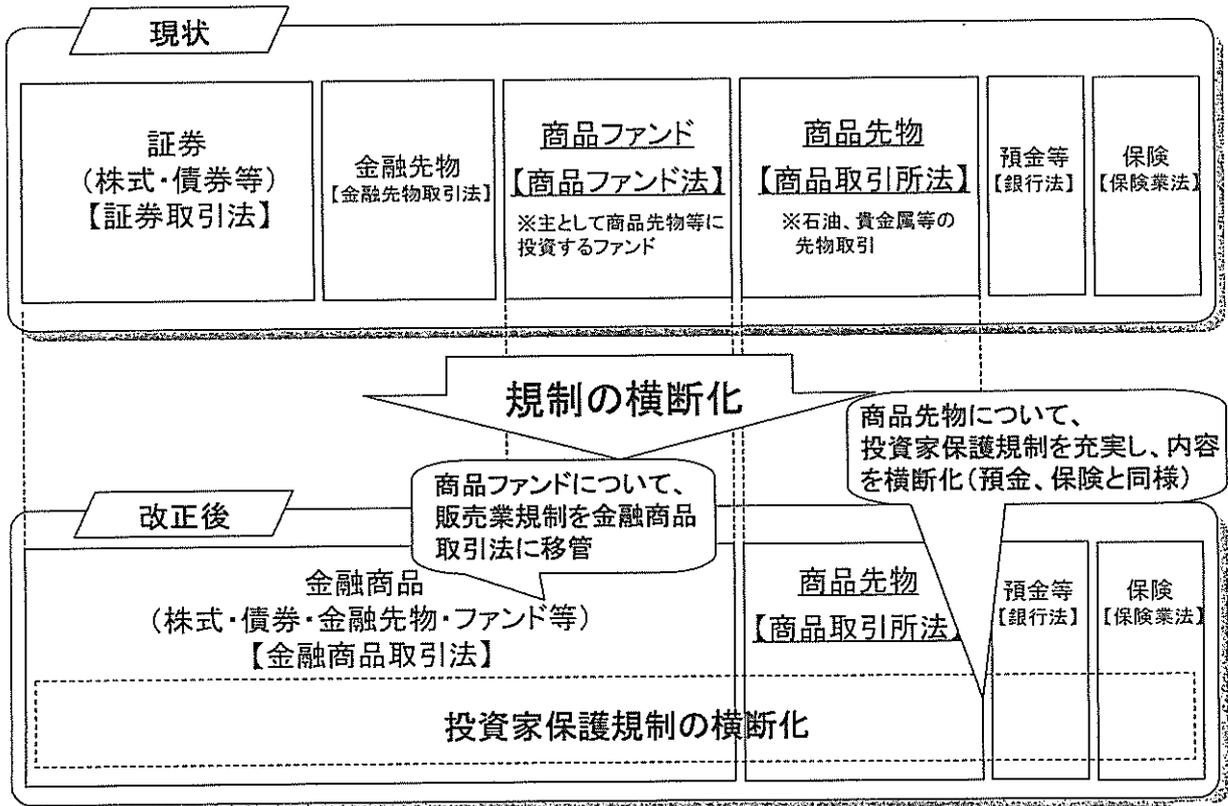
(了)

金融商品取引法等の概要

証券取引法等の一部を改正する法律
(投資者保護のための横断的法制の整備)



改正証券取引法(金融商品取引法)による規制の横断化



「証券取引法等の一部を改正する法律案（金融商品取引法案）」における商品取引所法等の改正について

1. 趣旨

投資性のある金融商品を幅広く対象として、投資者保護規制を充実し、横断的法制を整備する。

2. 商品取引所法及び商品ファンド法関係の改正内容について

(1) 商品取引所法関係

① 概要

利用者保護の横断化を図る観点から、銀行法、保険業法等と同様に、金融商品取引法における販売・勧誘規制と同等の規制を規定するとともに、金融商品販売法の民事効規定の準用等を行う。

② 主な改正点

イ) 広告等の規制

現行の証券取引法に規定されていない、広告規制が金融商品取引法において新設されることに伴い、商品取引所法においても同様の規制を規定し、重要事項の表示を義務付け、事実と相違する表示、人を誤認させる表示を禁止する。

ロ) 商品取引員の説明義務及び損害賠償責任

金融商品販売法が改正され、説明義務及び損害賠償責任規定が拡充されることに伴い、商品取引所法においても同様の規制となるよう、商品取引員の説明義務及び損害賠償責任規定について所要の整備を行う。

ハ) その他

金融商品取引法と同様の規制レベルとなるよう、所要の規定の整備を行う。

(2) 商品ファンド法関係

① 概要

同法における現行の商品投資販売業規制の廃止及び当該規制の金融商品取引法への移管に伴い所要の規定の整備を行う。

② 主な改正点

イ) 商品投資販売業者規制を廃止し、金融商品取引法へ移管する。

ロ) 上記の移管に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 上記改正内容の施行予定日

証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（政令で定める日）

「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」に対する附帯決議

衆議院財務金融委員会
平成十八年五月十二日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

幅広い金融商品についての包括的・横断的な投資家保護法制の整備の観点から、今回の法改正を受け、今後、その実効性を確保し、市場監視機能の強化を図るため、早急に証券取引等監視委員会等の体制強化や自主規制機関との連携強化に取り組むこと。

証券取引等監視委員会をはじめとする市場監視体制の強化に当たっては、優秀な人材の確保及び職員専門性の向上を図るとともに、真に必要な部門には適切に定員を配置する観点から、定員の確保、機構の充実に特段の努力を行うこと。

商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること。

不招請勧誘禁止の対象となる商品・取引については、利用者保護に支障をきたすことのないよう、店頭金融先物取引に加え、レバレッジが高いなどの商品性、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態に照らし必要な場合には、迅速かつ機動的に追加指定を行うこと。

課徴金制度については、機動的な執行に努めるとともに、現行制度の実施状況等を踏まえ、課徴金の水準の引上げも含め、制度全般のあり方について、今後、実効的な抑止効果をもたらすよう検討を進めること。

より包括的な金融サービス法制については、本改正による金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度のあり方なども踏まえ、引き続き検討を進めること。その際、現在の監視体制のあり方についても見直しを行うこと。

金融・資本市場における公正な取引の確保及び利用者保護の観点から、諸外国の様々な金融商品とその市場行政を含めた金融行政機構の状況等を参考に、わが国金融行政組織のあり方について検討を進めること。

監査法人制度等については、会計監査の信頼を揺るがしかねない様々な問題が生じていることも踏まえ、そのあり方について真剣な検討を進めること。

監査法人による厳正な監査を確保する観点から、監査法人における内部統制の強化や監査の品質管理の向上等に努めるとともに、監査法人の情報開示、監査法人の選任・報酬決定及び監査法人の責任のあり方等について総合的に検討を行い、早急に必要な法整備を行うこと。

公開買付制度については、合併・買収等の態様の多様化を踏まえ、企業価値と株主利益の向上を目指した公正なルールの下での企業再編等を促進する観点から、規制の中立性に配慮しつつ、不断の見直しを行うこと。

証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成十八年六月六日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

幅広い金融商品に対する包括的・横断的な投資家保護法制の整備の観点から、今回の法改正を受け、今後、その実効性を確保し、市場監視機能の強化を図るため、早急に証券取引等監視委員会等の体制強化や自主規制機関との連携強化に取り組むこと。

証券取引等監視委員会をはじめとする市場監視体制の強化に当たっては、優秀な人材の確保及び職員専門性の向上を図るとともに、真に必要な部門には適切に定員を配置する観点から、定員の確保、機構の充実に特段の努力を行うこと。

より包括的な金融サービス法制については、本改正による金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方なども踏まえ、引き続き検討を進めるとともに、今後の監視体制の在り方についても横断化を踏まえた実効性の確保の観点から引き続き見直しを行うこと。

証券取引所については、その機能が国民の経済活動の共通インフラであることにかんがみ、システムの安全性・信頼性の確保に万全を期すこと。また、顧客・投資家が不測の損害を被ることのないよう、自主規制の徹底と上場審査の方法について配慮すること。さらに、国際的な市場間競争における競争力の強化を図るとともに、健全な中小企業や次世代を担う新規産業に対して円滑な資金提供が行われるよう配慮すること。

商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること。

不招請勧誘禁止の対象となる商品・取引については、店頭金融先物取引に加え、レバレッジが高いなどの商品性、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態に照らし、利用者保護に支障をきたすことのないよう、迅速かつ機動的な対応を行うこと。また、商品先物取引等については、改正後の商品取引所法の執行に鋭意努めることとはもちろんのこと、委員会における指摘を誠実に受け止め、商品先物取引はレバレッジ効果を有するリスクの高い商品であることを踏まえ、一般委託者とのトラブルが解消するよう委託者保護に全力を尽くすこと。今後のトラブルが解消しない場合には、不招請勧誘の禁止の導入について検討すること。

商品先物取引における損失補填禁止に関する事故確認制度等については、顧客・投資家の被害救済に支障をきたすことのないよう、機動的、迅速な運用に配慮すること。

課徴金制度については、機動的な執行に努めるとともに、現行制度の実施状況等を踏まえ、課徴金の水準の引上げも含め、制度全般の在り方について、今後、実効的な抑止効果をもたらすよう検討を進めること。

我が国の金融行政組織の在り方については、金融・資本市場における公正な取引の確保及び利用者保護の観点から、諸外国の様々な金融商品とその市場行政を含めた金融行政機構の状況等を参考に、検討を進めること。

監査法人制度等については、会計監査の信頼を揺るがしかねない様々な問題が生じていることも踏まえ、その在り方を真剣に検討すること。

監査法人による厳正な監査を確保する観点から、監査法人における内部統制の強化や監査の品質管理の向上等に努めるとともに、監査法人の情報開示、監査法人の選任・報酬決定及び監査法人の責任の在り方等について総合的に検討を行い、早急に必要な法整備を行うこと。

公開買付制度については、合併・買収等の態様の多様化を踏まえ、企業価値と株主利益の向上を目指した公正なルールの下での企業再編等を促進する観点から、規制の中立性に配慮しつつ、不断の見直しを行うこと。

金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応するため、金融に関する法規と実態が乖離した場合に、五年を待たず速やかに見直しを検討すること。

改正案	現行
<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第六条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第百一条第三項及び第三百四十八条において同じ。）を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信認金)</p> <p>第百一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信認金は、有価証券（国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、取引所金融商品市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。）をもって、これに充てることができる。</p> <p>4 1 7 (略)</p> <p>(広告等の規制)</p>	<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第六条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設する同条第三項に規定する金融先物市場を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信認金)</p> <p>第百一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信認金は、有価証券（国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。）をもって、これに充てることができる。</p> <p>4 1 7 (略)</p>

<p>第二百三十三条の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一 当該商品取引員の商号</p> <p>二 商品取引員である旨</p> <p>三 商品取引受託業務の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの</p> <p>2 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品市場における取引等を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。</p> <p>(不当な勧誘等の禁止)</p> <p>第二百十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 商品市場における取引等につき、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げてその委託を勧誘すること。</p> <p>二 商品市場における取引等の受託を内容とする契約（第二百五十五条、第二百七条から第二百九条まで、第二百二十条の三及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(不当な勧誘等の禁止)</p> <p>第二百十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 商品市場における取引等につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。</p> <p>二 商品市場における取引等につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘すること。</p>
--	--

(損失補てん等の禁止)

第二百十四条の二 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない

- 一 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について顧客(信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、商品市場における取引等を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- 二 商品市場における取引等につき、自己又は第三者が当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- 三 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は

(新設)

2|

商品取引員の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)
- 二 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)
- 三 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為(前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)

3|

第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故(第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故をいう。以下この項及び次項において同じ。)による損失の全部又は一部を補てんするために行つものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補て

んに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該商品取引員があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限る。

4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の主務省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として主務省令で定めるものを添えて主務大臣に提出しなければならない。

(適合性の原則)

第二百十五條 商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び委託契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

(受託契約の締結前の書面の交付)

第二百十七條 商品取引員は、受託契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(適合性の原則)
第二百十五條 商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

(受託契約の締結前の書面の交付)

第二百十七條 商品取引員は、商品市場における取引等の受託を内容とする契約（以下この条から第二十九條まで及び第三百六十九條第五号において「受託契約」という。）を締結しようとするときは

一 当該受託契約に基づく取引（第二條第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引）の額（当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごと商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金（次号及び第二百二十條の二第一項において「取引証拠金等」という。）の額に比して著しく大きい旨

二 四 (略)

2 (略)

(商品取引員の説明義務及び損害賠償責任)
第二百十八條 (略)

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

3 商品取引員は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、第二十四條（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧

、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該受託契約に基づく取引（第二條第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引）の額（当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごと商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金（次号において「取引証拠金等」という。）の額に比して著しく大きい旨

二 四 (略)

2 (略)

(商品取引員の説明義務及び損害賠償責任)
第二百十八條 (略)

(新設)

2 商品取引員は、顧客に対し前項の規定により説明をしなければならない場合において、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二百二十条の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して顧客が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、顧客に対し、直ちに、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

21 第二百十七条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(金融商品の販売等に関する法律の準用)

第二百二十条の三 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第六条から第九条までの規定は、商品取引員が行う受託契約の締結について準用する。この場合において、同法第六条第一項中「前条」とあるのは「商品取引所法第二百十八条第三項」と、同項及び同法第七条中「重要事項について説明をしなければならず又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品取引所法第二百十四条(第一号に係る部分に限る。)」の規定に違反したことが又は同法第二百十七条第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなければならず」と、同法第九条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引所法第二百十四条第二号の受託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的調整は、政令で定める。

(新設)

(新設)

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品取引員に対し商品市場における取引等(商品清算取引を除く。次項において同じ。)を委託した者(商品取引員、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第四項に規定する商品投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。)をいう。

2~4 (略)

(他の法令との関係)

第三百四十八条 取引所金融商品市場に類似する施設に該当するものについては、第六条の規定を適用せず、金融商品取引法の定めるところによるものとする。

(削る)

(削る)

第三百五十八条の二 第二百十四条の二第一項の規定に違反した場合において、その行為をした商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品取引員に対し商品市場における取引等(商品清算取引を除く。次項において同じ。)を委託した者(商品取引員、証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第五項に規定する商品投資販売業者及び同条第八項に規定する商品投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。)をいう。

2~4 (略)

(他の法令との関係)

第三百四十八条 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、第六条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによるものとする。

一 証券取引法第十七条に規定する取引所所有証券市場に類似する施設

二 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設する同条第三項に規定する金融先物市場に類似する施設

(新設)

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

八 第二百十四条第二号の規定に違反した者

九〇十四 (略)

第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

六 第二百十四条の二第二項の規定に違反した者

七 第二百十四条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

八〇十四 (略)

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

三 第二百十三条の二第二項(第二号を除く。)に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

四 第二百十三条の二第二項の規定に違反した者

五〇六 (略)

七 第二百二十条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

八〇十三 (略)

第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

六〇十二 (略)

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

(新設)

(新設)

三〇四 (略)

(新設)

若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第二百十七条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

八〇九 (略)

第三百七十一条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第三百五十八条の二、第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第三百六十三条第七号、第十号及び第十一号 一億円以下の罰金刑

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条(第七号、第十号及び第十一号を除く。)、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3 (略)

五〇六 (略)

第三百七十一条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第三百六十三条第八号及び第九号 一億円以下の罰金刑

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条(第八号及び第九号を除く。)、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3 (略)

<p>第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三百二十条の三において準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者</p> <p>三 (略)</p>	<p>第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 (新設) (略)</p> <p>二 (略)</p>
---	---

商品ファンドの利便性の向上について

1. 現在の商品ファンドの課題

- 1) 販売チャネル・販売力不足(非有価証券)
- 2) 商品組成の自由度不足(「主として」規制)
- 3) 顧問業不足(財務規制)

2. 金融商品取引法制定に伴う商品ファンド法の改正の概要

1) 商品投資販売業規制の根拠法の変更

商品投資に係る事業の規制に関する法律 → 金融商品取引法
(商品ファンドの製販分離、製造面での自由度の向上)

→ 商品ファンドを通じた市場の活性化

【具体的には】

- ①「主として」規制(従来は、ファンドの内容により規制法が相違)
- ②商品ファンド持分の有価証券化
- ③財産規制、行為規制
- ④許可制から登録制へ(現行許可業者は、金融庁への届出により第2種金融商品取引業者へ移行)

2) 商品投資顧問業の規制

引き続き商品投資に係る事業の規制に関する法律により規制
(市場での運用エンジン、運用のプロたる商品投資顧問業者の重要性)
(商品市場における資金の一任運用は、商品投資顧問業者に限定)

→ 実際にファンドからの注文を市場に仲介するのは、商品取引員

19 先物振興発第8号

平成19年1月26日

東京工業品取引所

理事長 南 學 政 明 殿

日本商品先物振興協会

会長 加 藤 雅 一

マーケット・メーカー制度に係る勉強会の設置のお願いについて

証券市場・海外市場で導入されている「マーケット・メーカー制度」は、常時、決められた数量の売買注文が市場に出されていることによって、安定した流動性を市場に供給する役割を果たしています。

わが国の商品先物市場においても、本制度の導入は取引成立の機会を増大させ、市場に流動性をもたらすものと期待できます。特に、新たな商品が上場された際の、上場時のご祝儀商いに終わらせることのない安定した流動性確保策の一つとして、その導入の是非を検討しておくことは意義のあることと考えます。

つきましては、貴取引所における新取引単位による金の上場を機に、事前に本制度導入の是非について勉強する機会を設けていただくようお願い申し上げます。

この勉強会において、会員等がマーケット・メーカーとなるに際しての条件・要望をヒアリングしていただくことで、貴所市場管理委員会等で本制度の導入についてご判断いただく際の参考となるものと思料いたします。

何とぞご高配のほど、よろしくようお願い申し上げます。

以上

18 先物振興発第 109 号
平成 18 年 12 月 21 日

平成 18 年 12 月 22 日

農林水産省総合食料局
商品取引監理官 井上 明 様
経済産業省商務情報政策局
商務課長 小山 智 様

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅 一

委託者トラブルのない取引の普及協力方要請について（ご報告）

委託者トラブルのない取引の普及に係る協力方の要請について

本会は、改正商品取引所法の施行前から、改正法による混乱のないようその円滑な施行に向けた準備に取り組んできました。施行後も、行為規制の強化に係る「委託者保護ガイドライン」等の会員営業現場への実際的定着を図り、もって商品先物取引に係る委託者（投資者）トラブルの発生余地をなくすため、自主規制機関である日本商品先物取引協会を支援し、また、連携して取り組んでいるところです。

平成 17 年 5 月 1 日の改正法施行後の会員における取引事故状況について、本会が調査したところ、訪問・電話等による勧誘のない電子取引や商品ファンド、当事者等を相手方とする受託取引の取引金額と取引事故解決に要した金額の対比で見た場合には、10 万分の 0.04 から 0.05 という数字となっています。これらの取引は、商品取引員の役職員の不法・違法行為によるトラブルの発生がその他の取引よりも極めて少ないと考えられる取引であること、本年 11 月の日商協による電子取引ガイドラインの制定等信頼性に留意した手当てがなされたこと等を鑑みると、その一層の普及を図ることが業界全体の委託者トラブルを激減させることになると確信する次第です。

一方で、責任準備金の積立はあらゆる取引について一律に設定されているため、委託者トラブル減少のために普及を図るべき取引の手数料低下が十分に進まない状況となっています。

つきましては、委託者トラブルのない取引の普及に係る業界の取組についてのご理解を賜り、取組支援の観点から、これらの取引に係る商品取引責任準備金の積立義務の免除あるいは実態に即した制度設計を切にお願い申し上げます。ご配慮方よろしくお願い申し上げます。

なお、商品取引責任準備金の積立額が商品取引事故の解決に不足すると判明し又は見込まれる場合においては引当金を計上する等、取引員個々の取引事故の状況に応じて行うことが、委託者保護上、適当であると思慮します。時宜に即して運用上の工夫が可能な日商協における自主規制の活用をお願い申し上げます。ご報告です。

以 上

委託者トラブルのない取引の普及に係る協力方要請を、別紙のとおり、主務省に提出しましたのでお知らせいたします。委託者トラブルのない取引について、商品取引責任準備金の積み立て免除（省令改正事項）をお願いするというものであり、会員各位のご理解を賜れば幸いです。

以 上

送付資料

委託者トラブルのない取引の普及に係る協力方要請について【写し】
顧客トラブル減少に向けた取組の推進について（参考）